

WE CAN LIVE
WITHOUT THE
**DEATH
PENALTY**

AMNESTY

私たちすべての人は、生きるよう守られています

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会「そばの会」
東京都荒川区南千住1-15-9-6-3002

<http://sobanokai.ny.coocan.jp/>

★憲法二一条

私たちの憲法の二一条には、「国民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が国民に保



障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び将来の国民に与へられる」とあり、すべての日本国民に生きる權利を保障しています。

ところが、国のおえらいさん（権力者）が作る法律にはこの憲法と矛盾する法律がつけられてしまします。憲法は精神は権力者から国民を守ることが一番の使命ですから、権力者はどうかして自分の都合のよいように、憲法の精神をゆがめようとするのです。

★死刑の法律は二種類

刑法で「死刑」が定められているのは二種類あります。

- ①内乱（第七七条）
- ②外患誘致（八一条）
- ③外患援助（八二条）
- ④現住建築物等放火（二〇八条）
- ⑤激発物破裂（一一七条）
- ⑥現住建築物等浸害（一九九条）
- ⑦汽車転覆等及び同致死（一二六条）
- ⑧往来危険による汽車転覆（一二七条）
- ⑨水道毒物等混入及び同致死（一四六条）
- ⑩殺人（一九九条）
- ⑪強盗致死傷（二四〇条）
- ⑫強盗・強制性交等及び同致死（二四一条）

一般人が犯罪者となり、「死刑」の判決を受ける可能性があるものは、**太字の四つの犯罪**です。他の八つは国家に対する反逆行為やテロ、もしくはそれにつながると思われる行為です。

刑法という国民を罰する法律で、一番重い極刑といわれる「死刑」に値する罪に、八種類の国家に対するものがあります。条文の番号を見てもそれらは若い番号であること、つまりより重要であることを表しています。

よくいわれる、被害者感情からして「死刑」は必要であるとか、「死刑」があるから犯罪抑止になるということは、「死刑」の本質ではないのです。

★「外患誘致」罪とは？

ちなみに② 外患誘致を見てみましょう。第八一条には「外国と通謀して日本国に対し武力を行使させた者は、死刑に処する。」とあります。この法律は殺人など関係しません。例えば、日米安保条約により日本が外国から武力行使された場合、この条約に加担した者は「死刑」になるでしょうか。多分ならないでしょう。



裏面に続きます

アメリカが攻撃したのではなく、その条約に恐怖した他国が攻撃したと、権力者は都合のよい解釈をするからです。九条を守っていれば、他国から攻撃されないのに、軍事条約があるため攻撃された場合が明らかである場合は適用されてもおかしくないはずですが？

★ 国家の大量虐殺の対応

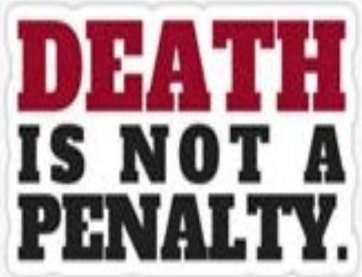
一九四五年日本は戦争に負けたことを認めました。しかし全権（国家主権者、陸海軍を率いる統帥権）を握っていた天皇ヒロヒトは罪に問われませんでした。

日本各地の民衆（非軍人）を爆撃した米大統領ルーズベルトが死去し、後に副大統領のハリー・トルーマンが就任し広島・長崎に原爆を炸裂させました。



トルーマンはほかに原爆を投下するという軍部の計画を承認していたといえます。戦勝国とはいえ、非人道的大量虐殺を罪に問えない矛盾をかかえています。国が行う大量虐殺は黙認し、一般人の犯罪者には憲法を無視した刑罰を科する「死刑」は必要なものでし

うか。ヒロヒト、ルーズベルト、トルーマンを罪に問わない我々はこの矛盾にどう対応すべきでしょうか。オウム事件での一三名もの「死刑」は正当な判断と言えるのでしょうか。事件そのものもうやむやにされてしまいました。生きて償う方法があったはずです。



★ 「日本国憲法」前文の一節をかみしめたい

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」(KAN)

憲法 3つの原則

